「指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護」利用契約書

利用者　　（以下「甲」という。）と社会福祉法人玉寿会（以下「乙」という。）とは、甲がさくら苑（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

（目　的）

第 1 条　乙は、介護保険法の趣旨に従い、甲がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、甲に対し、その日常生活を営むために（第 4 条及び第 5 条）短期入所生活介護サービスを提供します。

２　乙が甲に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用などの事項（以下「短期入所生活介護サービス計画」という。）は、別紙『短期入所生活介護サービス計画』に定めるとおりとします。

（契約期間）

第 2 条　契約の有効期間は契約締結の日から、6 ヶ月間とします。契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約解除の申し出がない場合には、本契約はさらに 6 ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

２　契約満了日の 2 日前までに契約者から事業者に対して文章により契約終了の申し出がない場合には契約は更新されたものとします。

（短期入所生活介護サービス計画の作成・変更）

第 3 条　乙は、甲に係る居宅サービス計画が作成されている場合には、それに添って甲の短期入所生活介護サービス計画を作成するものとします。

２　乙は、甲に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護サービス計画の作成を行います。その場合に乙は、甲に対して居宅介護支援事業者を紹介する等、居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

３　乙は、短期入所生活介護サービス計画について、甲及びその家族等に対して説明し、同意を得るものとします。

４　乙は、甲に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは甲及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果短期入所生活介護サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、甲及びその家族等と協議して、短期入所生活介護サービス計画を変更するものとします。

５　乙は、短期入所生活介護サービス計画を変更した場合には、甲及びその家族に対し書面を交付し、その内容を確認し、同意を得るものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第４条　乙は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、契約者に対して入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

（介護保険給付対象外サービス）

第５条　乙は、甲との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

２　前項の他、乙は、重要事項説明書のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

３　前２項のサービスについて、その利用料金は甲が負担するものとします。

４　乙は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて甲の家族等に対してもわかり易く説明するものとします。

（契約期間と利用期間）

第６条　本契約でいう「契約期間」とは、第２条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第２条で定められた契約期間内において、乙が甲に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

（運営規定の遵守）

第７条　乙は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、甲に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯設備の維持管理を行うものとします。

２　本契約における運営規定については、本契約に付随するものとして、乙、甲ともに遵守するものとし、乙がこれを変更する場合は、甲に対して事前に説明することとします。

３　甲は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（サービス利用料金の支払い）

第８条　甲は、要介護度に応じて第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の１割）を乙に支払うものとします。但し、甲がいまだ要支援及び要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。（要支援及び要介護認定

後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い。））

2　第 5 条に定めるサービスについては、甲は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を乙に支払うものとします。

3　前項の他、甲は利用期間中の食事代と甲の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を乙に支払うものとします。

4　甲は前 3 項に定めるサービス利用料金をサービス利用終了時までに、支払うものとします。

（利用の中止･変更･追加）

第 9 条　甲は、第 6 条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、甲はサービス開始日の前日までに乙に申し出るものとします。

2　甲が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を乙に支払いいただく場合があります。但し、甲の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3　乙は、第 1 項に基づく甲からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で甲の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を甲に提示して協議するものとします。

4　乙は、第 6 条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

5　前項の場合に、甲はすでに実施されたサービスに関する利用料金支払義務及び第 1 条第 3 項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を乙に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

6　第 3 項により甲がサービスを中止し、事業所を退所する場合において、乙は甲の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、必要な援助を行うものとします。

（利用料金の変更）

第１０条　第 8 条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、乙は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

2　第 8 条第 2 項及び第 3 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、乙は甲に対して変更を行う日の 2 ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

3　甲は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（乙及びサービス従事者の義務）

第１１条　乙及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、甲の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

２　乙は、甲の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業者の医師又は看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、甲からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

３　乙は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

４　乙及びサービス従事者は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他甲の行動を制限する行為を行わないものとします。

５　乙は、甲に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを 2 年間保管し、甲もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

６　乙は、サービス提供時において、甲に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

（秘密保持）

第１２条　乙及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た甲又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者にもらしません。この秘密保持は本契約が終了した後も継続します。

２　乙及びサービス従業者であった者、又はその従業員であった者は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た甲又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者にもらしません。この秘密保持は本契約が終了した後も継続します。

３　乙は、甲に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に甲に関する心身等の情報を提供できるものとします。

４　前 2 項に拘らず、甲に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、甲又は甲の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

（甲の施設利用上の注意義務等）

第１３条　甲は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

２　甲は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、乙及びサービス従事者が甲の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものと

します。但し、その場合、甲のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。

３　甲は、事業所の施設及び設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

４　甲の、心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、甲及びその家族等と乙との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（甲の禁止行為）

第１４条　甲は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

一　決められた場所以外での喫煙

二　サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

三　その他決められた以外の物の持ち込み

（損害賠償責任）

第１５条　乙は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により甲に生じた損害について賠償する責任を負います。第１２条に定める秘密保持に違反した場合も同様とします。但し、甲に故意又は重大な過失が認められる場合には、甲のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

２　乙は、前項における損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第１６条　乙は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、乙は損害賠償責任を免れます。

一　甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

二　甲が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三　甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四　甲が、乙もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

（乙の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第１７条　乙は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、甲に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負いません。

２　前項の場合に、乙は甲に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

（契約終了事由・契約終了に伴う援助）

第１８条　甲は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、乙が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　甲が死亡した場合

二　要支援及び要介護認定により甲の心身の状況が自立と判定された場合

三　乙が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四　施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能となった場合

五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第１９条から第２１条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

２　乙は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、甲の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

（甲からの中途解約）

第１９条　甲は、本契約の有効期間中、本契約を解除することができます。この場合には、甲は契約終了を希望する日の７日前までに乙に通知するものとします。

２　甲は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一　第７条第３項、第１０条第３項により本契約を解約する場合

二　甲が入院した場合

三　甲に係る居宅サービス計画が変更された場合

（甲からの契約解除）

第２０条　甲は、乙もしくはサービス事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　乙もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合

二　乙もしくはサービス従事者が第１２条に定める秘密保持に違反した場合

三　乙もしくはサービス従事者が故意又は過失により甲の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の利用者が甲の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、乙が適切な対応をとらない場合

（乙からの契約解除）

第２１条　乙は、甲が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　甲による第８条第１項から第３項に定めるサービス利用料金の支払いが ３ ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合

三　甲が、故意又は重大な過失により乙又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（精算）

第２２条　第１８条第１項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、甲がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第１３条第３項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を乙に対して負担しているときは、契約終了日からの一週間以内に精算するものとします。

（利用者代理人）

第２３条　甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

２　甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

（身元引受人）

第２４条　乙は甲に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、甲に身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、この限りではありません。

２　身元引受人は次の責任を負います。

一　甲が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

二　甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置をとること。

（苦情処理）

第２５条　乙は、その提供したサービスに関する甲からの苦情に対し、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）

第２６条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、乙は甲と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各１通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

利用者　甲　　住所

氏名　　印

代理人（選任した場合）　住所

氏名　　印

身元引受人　　住所

氏名　　印

事業者　乙　　住所　　熊本県玉名市伊倉北方１５３３

事業者（法人）名　　社会福祉法人　玉寿会

事　業　所　名　　さくら苑

（事業者番号）　４３７０６００４４９

代　表　者　名　　山　田　勝　徳　　印